

社会保障・税の一体改革に欠ける視点
日本版IRA(個人型年金積立金非課税制
度)の創設を

経済産業研究所講演資料(2011.12.13)

中央大学法科大学院教授

東京財団上席研究員 森信茂樹

なぜ日本版IRA(税制優遇付き私的年金)か

1)年金のありかた論

- ・企業年金の税制優遇には大きな問題がある
- ・とりわけ401k等企業年金は公平性等多くの問題がある
- ・欧米では「自助努力」の支援に政策が転換。
- ・世代間の不公平を生みだしている賦課制度は問題

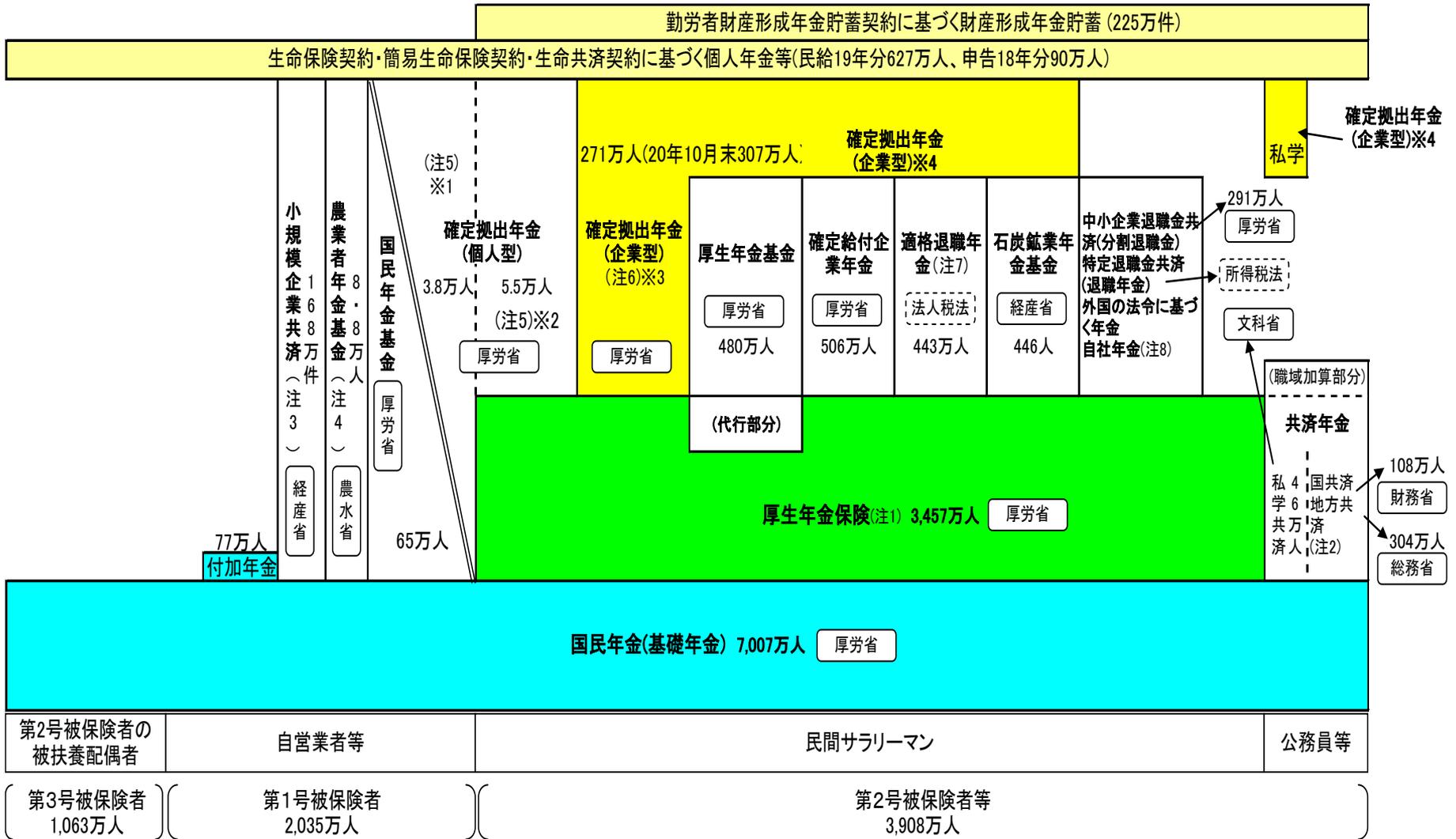
2)財源論

- ・社会保障・税一体改革(10年代半ばまでに消費税率の10%までの引き上げ)の議論で、年金の効率化を進めることが、5%のうち、財政再建に回る部分を大きくする。

3)経済活性化対策

- ・豊富な個人金融資産の活用
- ・資本市場の活性化
- ・金融所得一体課税の促進(日本版ISAより日本版IRA)

現行制度のイメージ



課題の多い公的年金・企業年金

- 賦課制度のもとでさまざまな問題を抱えている。
 - 公的年金—マクロ経済スライドを通じた給付額の抑制、人口減少による持続可能性の問題
 - 企業年金— 制度間の資産の移管（ポータビリティ）が限定的、企業間・雇用形態間における公平性の問題、年金制度の所管省庁が分散、制度がばらばらに設計、制度によって税制上の取り扱いが異なる
- 巨額の財政赤字に悩む政府として、公費投入には限界
- これらの問題を解決する手段として導入された個人型確定拠出年金制度（日本版401k）は機能せず
- その原因は、わが国の優遇すぎる年金税制にある

我が国の3階部分の年金制度の問題点

問題	内容
十分性	<ul style="list-style-type: none"> ●株価下落等を受けて年金資産が減少。将来の老後の生活を保障するための積立が不足。 ●近年の我が国における貯蓄率の大幅な低下。
確実性・利便性	<ul style="list-style-type: none"> ●積立不足や、企業の倒産による年金受給額の減額に対する備えが不十分。 ●資産を企業単位で管理している制度と個人単位で管理している制度が混在しているため、制度間の資産の移管（ポータビリティ）が限定的。
企業間・雇用形態間の公平性	<ul style="list-style-type: none"> ●大企業と中小・零細企業との間等で、実施する制度が異なっており、制度により税制優遇もまちまちであるため、従業員間の不公平が発生。 ●日本の企業型401kにおける3号被保険者や企業年金における非正規雇用者のようにそもそも制度の対象とされない者が存在し、職業間・雇用形態間の不公平が発生。
管轄省庁	<ul style="list-style-type: none"> ●所管省庁が分散しており制度がばらばらに設計されているため、制度によって税制上の取り扱いが統一されていない。
税制	<ul style="list-style-type: none"> ●確定給付型企业年金の本人拠出分や個人型401k等、個人が一般の金融商品に投資等を行うこととの区別があいまいなものについて、各種控除の適用により、実質非課税となっており、税の中立性の観点から問題。 <ul style="list-style-type: none"> - 拠出時は、社会保険料控除や生命保険料控除が適用。 - 運用時は、運用収益への特別法人税が課されるが、現在凍結中。 - 給付時は、公的年金等控除や退職所得控除が適用。

あるべき年金税制

1、税制優遇の方法

①拠出時課税、運用・給付時非課税のTEE型(Tは課税、Eは非課税)と、②拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のEET型の2種類がある。TEEとEETは一定の条件の下では同値。

2、わが国の年金税制

わが国の年金税制は、積立時は社会保険料控除、給付時は公的年金等控除が適用されており、EEEである。

企業年金にも公的年金等控「除」が適用され、さらに特別法人税が凍結された状態なので、この税制の下で企業年金の商品性を拡充していくことは、所得税課税ベースの脱漏・減収につながり税制・財政当局は反対。

3、企業年金税制の改革

本来、社会保険料控除の廃止か、公的年金等控除の縮減・廃止により税制優遇を縮小し、商品性を向上させていくことが望ましいが、既得権の問題から、事実上困難。

そこで、現実的な対応として、EEEではないEETかTEEの税制優遇された(運用益は課税しない)個人年金制度を作り、自助努力を支援することが必要。

先進国の年金税制比較

	米国 (※1)				日本 (※2)			イギリス (※2)	ドイツ (※2)	フランス (※2)
	公的年金	401k	通常型 IRA	ロス IRA	公的年金	日本版 401k	その他の企業年金 (厚生年金基金・確定給付企業年金等)	公的年金	公的年金	公的年金
(課税方式)	(TEE)	(EET)	(EET)	(TEE)	(EEE)	(EEE)	(EEE)	(TET)	(EET)	(EET)
積立時	課税	非課税	非課税	課税	非課税	非課税	非課税	課税	非課税 (※4)	非課税
運用時	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	非課税 (※3)	課税	課税	非課税	非課税	非課税	非課税	課税	課税 (※5)	課税 (※6)

(参考)IRA型、Roth IRA・ISA型にみる税引後手取り額の比較

	拠出額	拠出時の 納税額	10年後の 元本＋運用 益	10年間の 納税額	10年後の 税引後手取 り額
①IRA型	100	非課税		33	130 $[80 \times (1.05)^{10}]$
②Roth IRA ・ISA型	80	20		非課税	130
③所得課税	80	20	126	8	118

(注1) 拠出前の所得100、利回り5%、税率20%と仮定する。

(注2) IRA (Individual Retirement Arrangement)は、米国の個人退職年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税の通常のIRA型と、税引後所得から拠出し、引き出し時に非課税となるRoth IRA型がある。また、ISA (Individual Savings Account)は、英国の個人向け投資・貯蓄奨励制度で、税制面では、Roth IRA型と同じ仕組みである。

(注3) 所得を課税ベースとする所得課税の場合、毎年の運用益に対して課税される。

EETかTEEか

年金税制の在り方としては、現行のEEEを、EETかTEEかに改める必要がある。EETとTEEは実質同地であるが、私的年金の税制優遇としては、以下の理由からTEE型の課税方式とすることが望ましい。

- ①貯蓄に対する税制として、簡素で明瞭である。
- ②税引き後所得の中から拠出するので拠出額のコントロールが容易。
- ③運用益非課税のため制度導入時の財政負担が軽い。
- ④EET型は、新たな所得控除を設ける必要があり、また高所得者ほど有利になるという問題もあり、税制当局の理解を得にくい。
- ⑤給付時課税は、既存の年金受給者からの反発を招き、非課税にするという圧力にさらされがちである。

ドイツ・リースター年金

- 積み立て方式の企業年金・個人年金で、任意加入。
- 保険料負担と年金給付額の抑制を行い、給付水準の低下を補うことを目的として2002年に導入。
- 公的年金加入者とその配偶者を対象とし、加入者は、適格商品である年金保険、銀行保険、投資信託などの選択をして契約する。

税制支援—EET型(積立時・運用時非課税、給付時課税)

- 拠出時に助成措置(助成金と所得控除)、支給時に元本保証。助成金には、加入者本人に対して支払われる基礎助成と、世帯単位で子供一人に対して支払われる児童助成の2つ。上限は、2008年以降は最大で154ユーロ、児童助成は子供一人当たり185ユーロ(2008年以降は300ユーロ)。
- 本人拠出と助成金を組み合わせた積立金は、拠出時非課税、運用益も非課税、支給時に所得税率に応じて課税される。年間拠出上限額を超える拠出も認められ、それも運用益は非課税、給付時は半分が非課税。
- 積立限度額は、所得の1%から4%(2008年)に段階的に引き上げられ、賃金代替率は4-8%が見込まれている。

英国・ステークホルダー年金

- ブレア政権の下で2001年に導入された、全国民を対象とし、企業年金の持つ経済性・安全性と個人年金の持つ柔軟性を組み合わせた、確定拠出型の年金。政府が年金の枠組み・最低基準を設定、運営は民間(官民役割分担)。
- 対象者は、被用者のみならず自営業者、企業年金を提供していない事業主、企業年金だけでは不足する中所得の被用者も加入することができる

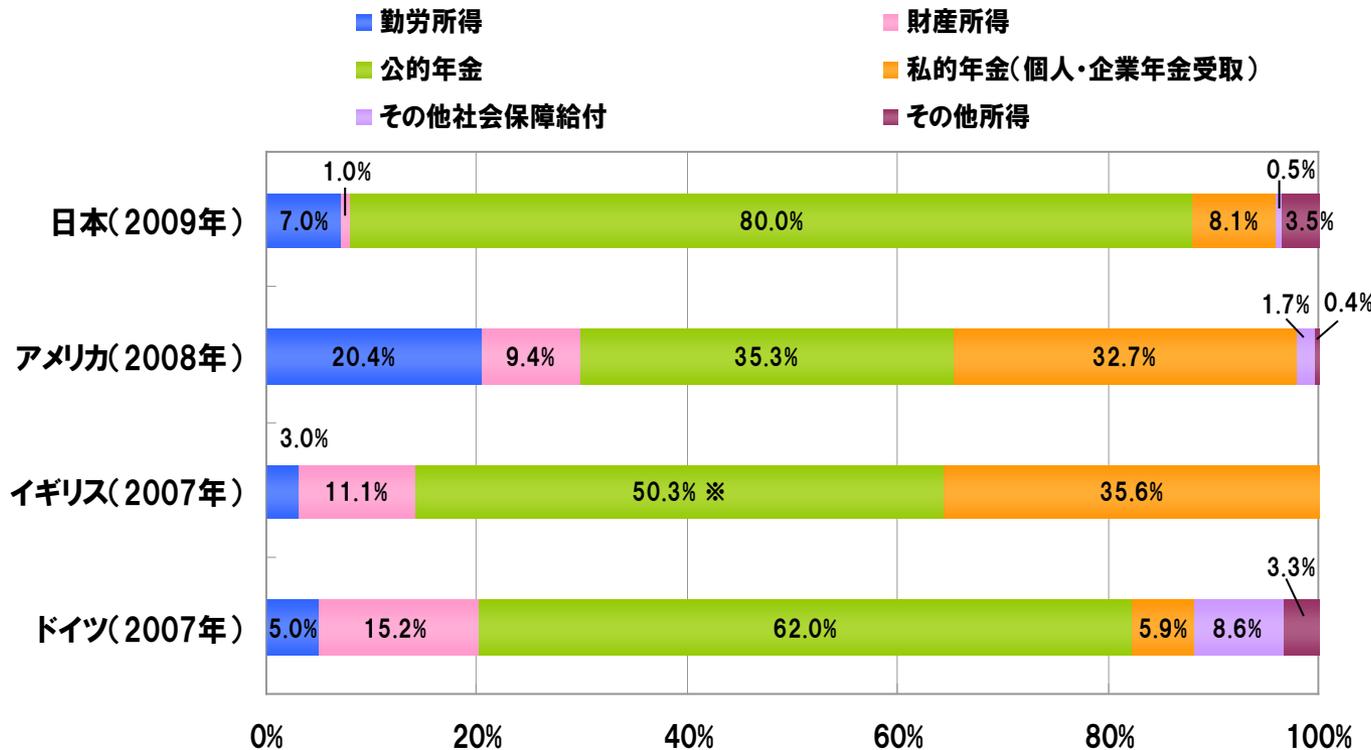
税制支援—拠出時・運用時非課税、給付時課税のEET型。退職時に積立金の25%まで非課税。一時金として受け取ることも可能。

2012年からは、国民の自助努力による新たな個人年金勘定(personal account)の導入を柱とした新年金制度「NPSS(national pension savings scheme)」が導入される予定。NPSSは、被用者が自動的に加入させられ、「税引き後」給与の8%を毎月拠出、私的年金へのシフトを目指すもの。

- 企業年金や個人年金加入者に、公的年金の付加年金の適用除外(脱退)を認め、企業年金・個人年金に付加年金相当部分の給付を代替させ、その分だけ公的年金の保険料が免除される制度が導入されている。

各国の高齢者世帯の所得に占める私的年金の割合

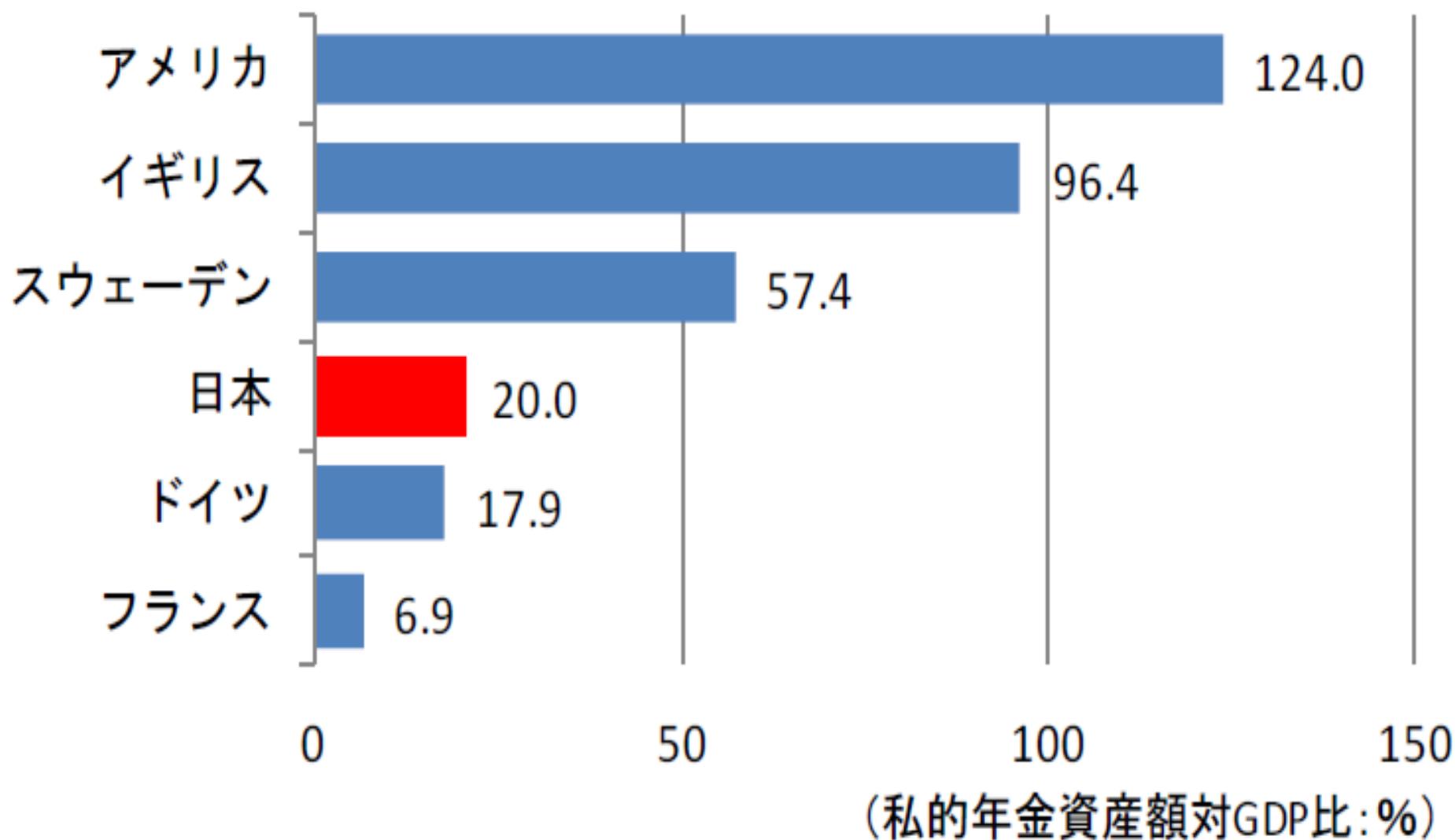
各国の高齢者世帯の所得構成



※イギリスの公的年金には、その他社会保障給付の額も含まれている。

(資料)「老後生活資金としての公的年金と私的年金 ー国際比較で見た高齢世帯の実態」(2010, ニッセイ基礎研究所)

(図表) 私的年金の対GDP比 (2007年)



(出所) OECD Global Pension Statistics and OECD estimates

あらたな年金制度の必要性

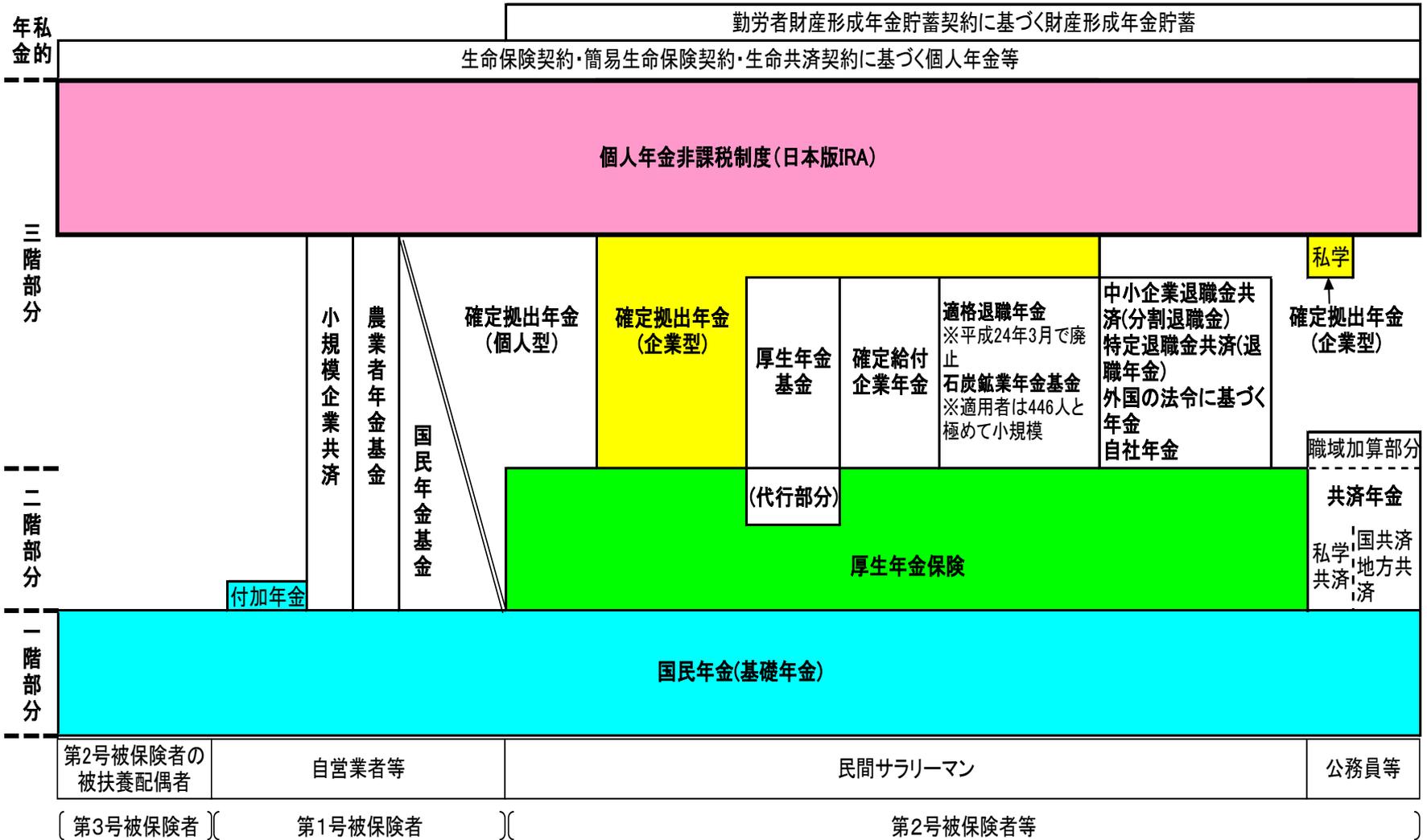
- 本来は、現行の3階部分の年金税制を改めて商品設計を拡充することが望ましい
- それが事実上困難であるので、新たに個人型の年金積立金非課税制度を構築し、自助努力での老後の生活準備を支援する
- モデルは米国(ロス)IRA
- 税制優遇の方法は、TEE。拠出時課税・運用時・引出し時非課税
- タイミングは、証券優遇税制の終わる2014年から。金融所得一体課税とリンクさせる。

項目	内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> ●国民が国や企業に依存せず、自助努力で資産形成することを税制面から支援。 ●個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。 ●企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規）にも対応。 ●国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律に適用。
運用方法・対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関に専用の口座を開設。 ●金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ●5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。 ●上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施（医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く。）
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> ●拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型（Tは課税、Eは非課税）。 ●個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> ●年間120万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能。
導入時期	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2012年以降を目途。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度の関係整理。 ●現行の3階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的かつ現実的な工程表の作成。 ●年金原資を現在価値で新制度に移管できる仕組み等資産移行を円滑に進める方法の検討。 ●拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。

3つの利点

- 1、国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援する制度で、老後の生活に対する不安の解消に資する。
- 2、わが国の豊富な個人金融資産を経済活性化に活用（金融所得一体課税・金融所得確認システム）
- 3、個人単位で資産を管理するため、企業倒産による影響やポータビリティの問題は発生しない。企業間や世代内の不公平の問題は発生せず、雇用形態の多様化（正規・非正規等）にも対応しやすい

日本版IRAのイメージ図 (平成22年8月4日金融庁金融税制調査会提出資料)



金融所得一体課税との関係

- もうすぐ利子所得も一体課税が進む
2013年には証券優遇税制が終了
そのあとに予定されているISA(少額株式優遇税制)はあまりにも問題が多い。そこで、日本版IRAを導入。
- 金融所得一体課税とのリンク
一体課税とリンクさせるためには、利子所得の課税方式の変更(利子所得の源泉分離課税を申告分離課税に変更)が必要
業際問題から、社会保障・税共通番号を活用した金融所得確認システムの導入も必要

日本版ISAと日本版IRAの比較

項目	日本版ISA	日本版IRA
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「貯蓄から投資への」流れを促進する方策の一つとして、小口投資家層に投資のインセンティブを付与することで投資家の裾野を拡大することを目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援することを目的とする。 ・個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。 ・企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化(正規・非正規等)にも対応。 ・国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分の年金制度を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上の全ての者を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の全ての者を対象とする。
運用方法 運用対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に専用の口座を開設。 ・本措置の施行の日から5年内の各年において1年につき1口座に限って非課税口座を開設可能。 ・金融機関が販売している金融商品を幅広く対象とする(具体的な対象商品は未定)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に専用の口座を開設。 ・複数の非課税口座を開設可能。 ・金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。 ・上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施(但し、医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く)。
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> ・拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型(Tは課税、Eは非課税)。 ・非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対して非課税。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型(Tは課税、Eは非課税)。 ・非課税口座に拠出した金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・年間100万円を想定。合計では、3年間で300万円を拠出可能。 ・「使い残し」の翌年度移行への繰越しは不可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間120万円程度を想定。 ・「使い残し」の翌年度移行への繰越しが可能。
制度導入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則税率が実現するタイミングで導入。(2012年1月1日以降の年分¥) 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2012年以降を目途。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法の検討。 ・非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の検討。 ・日本版401Kなど、拠出額で管理している既存の年金型貯蓄との整理統合が問題となる可能性あり。 ・1人1口座に限定することによる、大手金融機関による顧客の囲い込みの恐れ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度との関係整理。 ・年金原資を現在価値で(改めて課税することなく)新制度に移管できる仕組み等、現行制度からの資産移行を円滑に進める方法の検討。 ・当該制度の所管省庁の決定。 ・拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。

金融所得確認システム

金融所得確認システムを導入しない場合

金融所得確認システムを導入した場合

